

1 8 川 監 公 第 5 号

平成 1 8 年 4 月 1 0 日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 4 項の規定により監査を行いましたので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	鹿 川 隆
同	奥 宮 京 子
同	小 林 貴美子
同	西 村 英 二

監査の種別 定期監査（工事監査）

監査の対象 建設局及び各区役所建設センター

監査の範囲 平成16年度に契約し、平成17年度に繰り越した工事及び平成17年度に契約した工事で平成18年3月31日までに完成する工事（工事関連の業務委託を含む。）

監査の期間 平成17年11月9日から

平成18年3月23日まで

監査の結果

今回の監査は、建設局及び各区役所建設センターが契約した工事及び工事関連の業務委託のうちから、工事74件、委託10件、合わせて84件（別表）を抽出し、工事及び業務委託が適正に、かつ経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかについて、書類審査及び現場調査を行った。

その結果、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり設計及び施工に関して改善措置を要する事項が見受けられた。

1 仮設敷き鉄板の積算を適切に行うとともに、再使用の可否の判断基準を作成すべきもの

鷹野大橋橋梁補修（耐震補強）工事は、鷹野大橋の橋脚を鉄筋コンクリートで補強する工事である。

工事施工に当たって、施工場所がクレーン等の大型重機で作業をするには地盤強度が不足している河川敷であったため、仮設敷き鉄板（厚さ22mm、幅1,524mm、長さ6,096mm、重さ1.604t）を51枚使用して作業を行った。当初設計には、仮設敷き鉄板51枚すべてにリース料を計上するとともに、リースした数量と返却数量の差の補償である不足弁償金も

すべて計上していた。

積算に当たって準拠すべき平成 16 年度の土木工事標準積算基準書(共通編)(以下「積算基準書」という。)では、仮設敷き鉄板の不足弁償金は必要量を計上するものとなっており、当初設計には、仮設のために鉄板の切断等を計画し再使用が不可能になることが明確な場合に、その必要量のみを計上すべきである。

しかしながら、本工事では鉄板の切断等の計画はなく、再使用が不可能になることが明確でないにもかかわらず、当初設計にすべての仮設敷き鉄板の不足弁償金を計上したことは、積算基準書と相違し不適切であった。

また、再使用の可否を判断する基準がないための確な確認がなされないまま、すべての仮設敷き鉄板が再使用不可能になったとして不足弁償金が支払われていたが、不足弁償金の支払は、再使用の可否を的確に判断して行うべきである。

仮設敷き鉄板の積算は、積算基準書に基づき適切に行うとともに、再使用の可否を判断する基準を作成されたい。

(別表監査番号 35)(幸区役所建設センター)

2 設計図書類の記載及び積算における見積書の徴取を適切に行うべきもの

新百合ヶ丘駅南口広場補修(耐震補強)工事は、新百合ヶ丘駅南口広場のペDESTリアンデッキの橋脚及び梁の耐震補強並びにこれらに伴う附帯設備を復旧する工事である。

本工事は予定価格(税抜)175,640,000 円を公表し、一般競争入札の方法により工事請負者を決定していた。

本工事の予定価格の1割に相当する附帯設備のケーブルラック、スロープ部手摺、ベンチ・手摺及びバスセルターの撤去・復旧工について見たところ、設計図書に施工箇所、材料寸法、材質、数量及び施工方法が詳細に記載されておらず、工事設計書でもそれぞれの工事内訳が単一式で計上され、明細がなく、入札者が入札金額を適切に積算できるものとなっていなかった。

また、この附帯設備工事の積算は見積書を徴取して行われていたが、平成16年度の土木工事標準積算基準書(共通編)によると、見積書は原則として3者以上から徴取するものとされているにもかかわらず、バスセルター復旧工を除き、見積書の徴取は1者のみであった。

設計図書類の記載及び積算における見積書の徴取は適切に行われたい。

(別表監査番号 46)(麻生区役所建設センター)

